

BLUE SKY

TEL (0178) 45-1655

「株式の集中方法」

御社の株式は分散していませんか？

＝株式を集中させる方法＝

I 株主との合意による取得

- ① ミニ株式公開買い付け
- ② 特定の株主から買い受ける方法（相対取引）

II 相続人からの株式取得

- ① 会社が任意に相続人から株式を買取る方法
- ② 定款の定めに基づく相続人に対する売渡請求

TOB（株式公開買い付け）という言葉聞いたことがあるかと思います。「大企業とか上場企業がやるやつでしょ・・・」と思っている方もいるかもしれませんが、会社法施行による非上場の中小企業でも使うことができるのです。

株式が市場取引されていない中小企業の場合分散した株式を任意に買取る

方法としては、2つの方法があります。

株主全員から譲渡しの申込を受ける方法（I-①）

あらかじめ譲渡人を指定せずに、株主全員から譲渡しの申込みを受ける方法です。

この方法による場合、株主総会（定時・臨時開

登記手数料が改訂！

不動産や会社の登記事項証明書や印鑑証明書、地積測量図、建物図面など取得の際に法務局へ納める登記手数料が改訂され、値下げされました。担保管理、所有権確認等必要がございましたら、当事務所をご用命下さい！！

- ①登記事項証明書
（法務局認証有）
1通：550円→480円
- ②地図（公図測量図等）
（法務局認証有）
1通：500円→430円
- ③印鑑証明書
（法務局認証有）
1通：500円→450円
- ④登記事項証明
（インターネット登記情報）
1通：397円→337円
- ⑤地図（公図測量図等）
（インターネット登記情報）
1通：427円→367円

facebook

はじめました

「わかば法務事務所」



ない)の**普通決議**により
(ア)取得する株式の種類と数、(イ)株式の取得と引換えに交付する金銭等の内容と総額、(ウ)株式を取得することができる期間(最長1年間)を定めます。

決議が成立した後は、取締役会の決定を経て全株主に対して1株あたりの取得価格等の買受条件を通知し、これに応じた株主から自己株式を取得することができます。

但し、会社側が無限に株式を取得することができないわけではなく財源規制があります。会社が買受ける際に支出する金額の総額は配当金分配可能額を超えてはいけません。配当金分配可能額によっては、買い受けられる株式数に限界が生じます。(配当金分配可能額につきましては、顧問税理士等にご確認下さい)

特定の株主から買受ける方法(Ⅰ-②)

Ⅰ-①では株主総会の普通決議で足りましたが、特定の株主から株式を取得する場合には、株主総会(定時・臨時問わない)の**特別決議**が必要となります。

その決議の中で(ア)取得する株式の種類と数、(イ)株式の取得と引換えに交付する金銭等の内容と総額、(ウ)株式を取得することができる期間(最長1年間)、(エ)譲渡人となる株主を定めます。

た株式を買い取る方法も整備されています。

原則としては上記②と同じ手続き(株主総会の**特別決議**)となりますが、非公開会社が相続人から相続した株式を取得する場合には、

Ⅰ-① ミニ公開買付のスケジュール

1. 株主総会(普通決議) → 取得株式総数・交付する金銭等
2. 取締役会決議 → 具体的事項(買受条件・申込期日)等
3. 全株主への通知 → 2.での決議事項を通知
4. 株主からの株式譲渡申込み

→申込期日において、株主が申込みをした株式の譲受けを承諾したものとみなされます。

→株主が申込みをした株式の総数が、1.において会社が取得すると定めた株式総数を超えた場合には、会社は按分比例した数を各株主から取得することになります。

財源規制：剰余金分配可能額範囲内

譲渡人となる株主以外の株主は、自己をも加えたものを株主総会の議案とすることを請求できます(売主追加請求権)。この売主追加請求権をあらかじめ排除する定款の定めを設定することができますが、既存株主全員の同意が必要となります。なお、この手続きでも財源規制はあります。

相続人から買受ける方法(Ⅱ-①)

また、株式を集中させる方法として、相続人が取得し

当該相続人が株主総会で当該株式についての議決権を行使していないときに限り、他の株主に売却の機会(売主追加請求権)を与えないことができることを定めています。

この他、相続や合併の際に当該株式を会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款に定めることができる制度(Ⅱ-②)もあります(会社法174条)。詳しい話はまたの機会に。

株式の集中化のご相談は、是非わかば事務所まで！！

相続放棄Q&A

相続放棄とは、亡くなられた方の相続人がその亡くなられた方の財産（プラスの財産も借金も含めて）を全て放棄する（引き継がない）ことです。**相続放棄は家庭裁判所の手続です。**単に「父の財産は何もいない」と遺産分割協議書にサインをしたとしても法律上の相続放棄とはなりません。法律的に言い換えれば、「プラスの財産は何も引き継がなかった」ということになります。

相続放棄の手続は家庭裁判所において行いますが、**被相続人の相続が開始されたことを知ってから3ヶ月以内**にしなければなりません（民法939条）。3ヶ月を経過すると原則として相続放棄はできなくなります。

また3ヶ月を経過していなくても相続放棄ができなくなる場合があります。遺産の全部または一部を処分したとき、例えば、①金融機関などで相続の手続をして自分の名義とした場合、②残された財産を売却してお金を得た場合などは、相続を承認したとみなされ、相続放棄をすることができなくなります。

プラスの財産（預貯金・不動産など）がなくても借金だけが相続されます。最悪の場合、引き継いだ借金の支払いができなくなると「自己破産」などの債務整理をしなければならなくなります。

今回は、相続放棄の手続を分かりやすくをQ&Aにまとめてみました。

Q1 相続放棄は亡くなってから3ヶ月を経過すると絶対にできないの？

相続放棄は、相続が開始されたことを知った日から3ヶ月以内にする다고されているため、被相続人が亡くなったことを知ったときから3ヶ月以内であれば相続放棄の手続を行うことができます。また3ヶ月以内に相続放棄しなかったのが、**被相続人に相続財産が全く存在しないと信じたためであり、かつ、被相続人の生活歴、被相続人と相続人との間の交際状態その他の状況から判断して、相続財産の有無の調査を困難な事情があった場合**には、知ってから3ヶ月以内に手続をすれば、相続放棄が認められるケースがあります。

Q2 相続放棄をすることに理由は必要？

相続放棄の手続の多くは多額の借金を引き継がないようにする場合に利用されますが、原則として相続人は自由に相続放棄をすることができます。「ただ相続したくない」という理由でも相続放棄はできます。

Q3 他の相続人と一緒にしなければならないの？

相続放棄は各相続人単独ですることができます。数人の相続人がいてもその他の方の了承なく、相続放棄をすることができます。

Q4 相続人の中に未成年者がいます。どうすれば手続できますか？

相続人の中に未成年者がいる場合、その未成年者は自ら単独で相続放棄の申述はできません。親権者、後見人などの法定代理人が未成年者に代わって相続放棄をすることになります。親権者と未成年者の子が共に相続放棄をする場合には親権者と子とは利益が相反しません。一方、親権者は相続放棄をしないで未成年の子のみが相続放棄をする場合には、利益相反が生じ、親

権者が代わって行うことはできません。この場合には、**家庭裁判所に特別代理人の選任の申立を行い**、その特別代理人が未成年の子を代理して相続放棄をすることになります。

Q5 相続放棄をしたのですが、生命保険金は受け取ることはできますか？

相続放棄をしても、相続財産以外を受け取ることは問題ありません。生命保険契約では、死亡保険金の受取人を個別に指定する契約があります。例えば夫が死亡した際の死亡保険金の受取人を妻に指定していたようなケースです。この場合、死亡保険金は受取人固有の権利となり、生命保険金請

求権は相続財産ではありません。したがって、亡くなった被相続人に借金があり、相続放棄をした場合であっても、受取人は死亡保険金を受け取ることができます。

Q6 いわゆる「形見分け」をすると相続放棄はできないのですか？

「形見分け」が相続財産の処分に該当するのであれば、相続放棄ができなくなってしまいます。

ただ判例では「**経済的に重要性を欠く形見分け**」については処分にあたらないと**しています**。一方でスーツ、毛皮コート、靴、絨毯などの財産的価値のある遺品のほとんど全てを自宅に持ち

帰る行為は、いわゆる形見分けの範囲を超えるものとして「処分に該当する」とのことです。何事もほどほどが肝心です。

相続放棄の手続自体は難しくなく、亡くなられた方の最後の住所地の家庭裁判所へ出向くことができれば、専門家に依頼しなくても手続は可能です。ただ、相続放棄をする前提で、相続放棄をしたことによりどうなるのかをきちんと確認をした上で行わなければなりません。相続放棄をする際には、是非当事務所に一度ご相談下さい。

相続遺言相談無料

あおぞら法務ネット司法書士法人わかば法務事務所
司法書士 久保隆明（代表）・司法書士 三浦康友
〒031-0031 青森県八戸市大字番町 23 番地
TEL 0178-45-1655 FAX0178-45-1795



株式の集中化の文章を考えながら、それに適する画像を探していたら、ゼネラルモーターズの株券の画像を発見しました。日本の株券のデザインは似たり寄ったりですが、外国の株券は風情があります。

編集長（＝久保）のつぶやき

私の死んだ父は「小説家になりたかった」と言っていた。新春のデーリー東北の短編小説をご存知だろうか？私の父は「二席」に入っていたことがある。その短編小説を読んだのは、父が死んだ後、図書館のマイクロフィルムで。生きている時は見向きもしなかったのに。人間そんなもんだ。「形見分け」は親しい友人や親戚にするもの。でも職業によっては親もでも形見分けはあるものだ。私の父は司法書士、いわゆる二代目。私が継いだ水谷先生も二代目。計四代目だ。でもそれが「形見分け」かどうかを判断するのは誰だろう。フツーは遺族、でも私の場合は顧客であろう。相應しいかどうか。私の息子が「形見分け」と感じてくれるまで、私は休めない。

このニュースレターは当事務所の広告です 広告責任者 司法書士・行政書士 久保 隆明

www.aozorahoumu.net